

平成 27 年度 特別支援学校機能強化モデル事業 成果報告
(1) 特別支援学校のセンター的機能充実事業

| | |
|-----|----------|
| 団体名 | 徳島県教育委員会 |
|-----|----------|

【事業概要】

1. 事業実施前の現状と課題

特別支援学校においては、障がいが重度重複化、多様化していることに対応するため、社会人講師（非常勤講師）として外部人材を活用することで、特別支援学校に通う幼児児童生徒への支援の充実を図っている。しかし、特別支援学校によっては、十分な支援を行うために必要な専門家が配置できていなかったり、活用したくても設置された地域に必要な専門家がいないという実態がある。

特別支援学校へ地域の園や学校等から依頼される巡回相談や来校相談、電話相談の内容は、年々多様化してきている。例えば、視覚障がいや聴覚障がいの相談については、専門とする特別支援学校に直接相談依頼があるが、その他の障がい種についての相談は地域の小・中学校から最も近い特別支援学校に相談がくることが多く、当該障がい種以外の相談、例えば、摂食・嚥下に関する問題や発達障がい、臨床心理的な問題、不登校や問題行動等の二次障がいに関する事等、相談内容が複雑に絡み合っている場合があり、障がいの重複化も重なって、対応が難しく解決まで時間を要することが多い。これらのことから、特別支援学校の教員の当該障がい種の専門性だけでなく、他の障がい種に関する知識や支援方法等についても研修を重ね、その専門性についても向上させていく必要がある。

特別支援学校の地域別役割分担については、障がい種ごとに対応できる特別支援学校の数や所在地を検討して行っている。また、全ての特別支援学校においては、発達障がいや知的障がいを中心に、各校の所在する地域の学校等への相談対応を基本としている。しかし、エリアの広さや相談数の多さなどの原因から、特別支援学校の巡回相談員だけでは対応しきれないことがあり、他地域の特別支援学校の巡回相談員や小・中学校に配置している巡回相談員との連携により、地域の学校等への相談支援の充実を図ってきた。また、家族ぐるみの支援が必要な場合や医療的知識がなければ判断が難しい場合等、巡回相談員による相談支援だけでは、対応に苦慮する事例も増えてきている。

巡回相談員を中心とした支援を県下全域にわたって展開することで、地域の学校等への支援も充実にしてきたものの、地域によっては、相談機関や療育機関、医療機関を利用するに当たって、地理的にも経済的にも厳しい場合や、乳幼児期からの相談支援に関しても、充実にしているとは言えない場合もある。そのため、巡回相談を通して、学校が中心となって、地域の特別支援教育の力を向上できるようサポートしたり、地域からの支援ニーズに応えられる教員の専門性を向上させたりすることが重要である。

一方、地域の小・中学校においては、巡回相談員等を中心とし、相談活動を重ねてきたことで、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担当者等を中心として、発達障がい等のある幼児児童生徒への支援やその保護者への相談支援体制についても充実に図られてきたものの、教員の専門性については、障がいのある幼児児童生徒の指導や支援に直接関わる特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担当者等においては向上が見られるが、他の教員の専門性については、まだ十分とは言えない状況である。

そのことに加え、各特別支援学校では、看護師が配置され、障がいのある幼児児童生徒が、安心して安全に学校生活を送るための医療的ケアや個々の実態に応じた給食等の実施体制を整えているが、地域の小・中学校等においては、医療的ケアの必要性があっても、保護者等の協力を得ながら、学校ごとに個別に対応している現状がある。今後、インクルーシブ教育システム構築を推進していく上で、障がいのある幼児児童生徒が地域の学校で学ぶ時、特別支援学校での対応を参考にすることを想定して、医療的ケアや給食等の指導について、その対応を十分に検討しておくことは、重要課題の一つである。

2. 事業を通じて得られた成果と課題

各特別支援学校においては、在籍する子供への支援の充実や教員への助言のため、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士や臨床心理士等の外部人材を活用してきた。平成 24 年度より本県では特別支援学校技能検定を開始したこともあり、平成 25・26・27 年度と、マナーインストラクターやビルクリーニング技能士、介護福祉士等の人材の活用も徐々に増え始め、指導も充実に、生徒の技能や就労実績の向上に効果を上げている。

さらに、在籍する子供への支援や指導する教員への助言を充実にさせることで、地域の小・中学校等への支援につながるよう、特別支援教育に関するそれぞれの専門性を向上させるべく、各特別支援学校においては障がい種に応じた研修等を年 2 回程度企画し、実施してきた。研修内容としては、それぞれの障がい特性の最新の研究成果を大学教員等に学んだり、若者の緘黙やうつ等の精神疾患と障がいとの関わりや、保護者への対応について

学んだ。また、演習を取り入れたりして参加者が意欲的に参加できるよう工夫した。また、特別支援学校では、地域の園・学校から障がいがあるかもしれない子供に関して適切な教育を行うための実態把握について助言を求められることも多いため、様々なアセスメント方法についての研修を行い、相談ニーズに応えられるようにした。そして、医師や言語聴覚士等医療の専門家を迎えての研修により、それぞれの障がいに對しての最新の知識や医学の動向を知ること、正しい知識に裏打ちされた適切な支援が学校での支援等につながっていった。昨年度実施して好評であった障がい者就業・生活支援センターの職員を迎えての研修も引き続き行われ、障がいのある子供の将来にわたっての支援方法や社会的自立に向けての対応を学ぶことで専門性向上につながった。

これらの研修会等は、他の特別支援学校や地域の小・中学校等にも案内し、地域の教員の特別支援教育に係る専門性向上の機会とすることで、小・中学校の特別支援教育の推進にもつながり、また、そこから特別支援学校への相談につながったケースもあった。各特別支援学校が公開研修後に行うアンケートでは、発達障がいに関する研修を望む声が多く、それぞれの障がい種に応じた研修と合わせて、発達障がいの特性やそれに伴う二次障がいや問題行動（非行や不登校等）についても研修を実施した特別支援学校が多かった。今後は、そのような課題についての具体的なアプローチ方法などについても研修を企画・実施するとともに、それぞれの教員が自身の専門とする障がい種の上に、他の障がい種等に関する研修会に参加し、広く専門性を向上させることで、障がいの重複化にも対応できるようにしていきたい。

各特別支援学校においては、巡回相談員を配置し、地域の小・中学校等から必要とされる、発達障がいを含む障がいのある子供への相談支援を行っている。巡回相談員が個々の子供への相談支援だけでなく、地域の小・中学校等で行われている校内研修等の講師を務めることで、小・中学校等の教員の専門性向上にもつなげている。平成27年度もこのような要望に応えるため、通常の学級や学校で取り組みやすいユニバーサルデザインを取り入れた研修やアセスメントの方法、各小・中学校での特別支援教育の指標となる個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成方法などについても支援を行い、個別の教育支援計画の作成率の向上にも効果を上げてきた。そして、支援の必要な生徒への合理的配慮の提供内容についても相談の中で助言を行っている。

これらの成果がある一方で、地域の学校等によっては、巡回相談の時に一部の教員のみが関わる場合もあり、障がいのある幼児児童生徒の支援に関する専門性の向上が、その教員のみにとどまる場合もある。引き続き、市町村教育委員会等を通じて、啓発や研修を実施し、全ての教員の特別支援教育への意識や専門性の向上につながるよう取り組んでいきたい。

さらに、相談・支援対象の子供の障がいの状況や保護者・教員等のニーズによっては、他の学校の巡回相談員と連携することで、支援の充実を図ることが求められており、平成27年度も、子供の障がいの状態によって、言語聴覚士や臨床心理士等の専門家を派遣して教育相談を実施し、より一層充実した支援を行うことができた。専門家と共に支援を行うことで、巡回相談員の専門性の向上にもつながり、教育相談を実施した小・中学校等の教員の専門性の向上にも寄与できたと考える。中には専門家派遣による相談支援をきっかけに継続的な支援・助言の必要性を感じ、医療機関への相談につながったケースもあった。本県のように、言語聴覚士や臨床心理士等の専門家が都市部に集中し、県南部や県西部で過疎化が進む地域において気軽に相談できる医療機関が少ないという状況を考えると、このような専門家の派遣は今後も必要である。

本県では、平成24年度に発達障がいのある高等学校段階の生徒に対して社会的・職業的自立に向けた教育を行うみなと高等学園を開校した。それに伴い、平成25年度から、高等学校と特別支援学校の教員が共に発達障がいのある生徒への支援・指導方法について研究を深める場として、「徳島県発達障がい教育研究会」を開催している。平成27年度は、発達障がいのある生徒の就労支援や、県内外の高校における特別支援教育の実践についての発表を行った。年々参加者も増え、特に高等学校に在籍する発達障がいのある生徒の支援方法についての専門性を高めることに寄与していると考えられる。

医療的ケア及び給食等の指導について、平成26年度に医師や看護師等専門家を委員としたそれぞれの検討委員会を立ち上げた。その中で現状と課題について整理し、それらの課題への対応について検討を行った。今年度、医療的ケア検討委員会では、実施の可否を含めた医療的ケアの範囲等を整理するとともに、県レベル及び校内レベルの医療的ケア実施体制、本県の実態に即した手続き等について検討した。また、給食等の指導検討委員会では、保護者や専門家との連携、摂食・嚥下機能的確な実態把握から指導方法を決定するまでの流れの明確化、食形態等についての基準づくりについての検討を進めた。そして、昨年度からの検討を、それぞれにガイドブックという形でまとめ、県内の特別支援学校をはじめ、県内市町村教育委員会や関係機関に配布した。もちろん、これらは、看護師を配置している特別支援学校での医療的ケアであり、障がいによる様々な食形態の提供が必要な特別支援学校での給食等の指導についてのガイドブックではあるが、地域の小・中学校等で今後、安心・安全に学ぶための合理的配慮のモデルともなってくる。子供たちの安心・安全を保障しつつ、個に応じてスムーズに医療的ケアや給食等の指導が実施できる

体制づくりを行うためには、今後も、議論を重ねることが必要である。

3. 解決策（次年度の取組等）

○各特別支援学校における障がい種に応じた研修会の実施

各特別支援学校においては、医師や大学教員、視能訓練士、作業療法士や言語聴覚士就業支援ワーカー等の外部人材を活用することで、子供や保護者等への支援につながるための教員の専門性は向上してきた。引き続き、在籍する幼児児童生徒への支援や指導する教員への助言を充実させ、地域の小・中学校等への支援につながるよう、それぞれの専門性を向上させるための障がい種に応じた研修等を実施する。実施する研修会等は、他の特別支援学校や地域の小・中学校等にも案内し、教員の特別支援教育に係る専門性向上の機会とする。また、それぞれの教員が、自身の専門とする障がい種の上に、他の障がい種に関する研修会にも参加し、広く専門性を向上させることで、障がいの重複化にも対応できるように今後も実施していきたい。

また、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されるに伴い、小学校・中学校等での基礎的環境整備や合理的配慮等について、どのように整備していけばよいか不安に思っている場合も多い。そこで、法律の内容等に加え、合理的配慮等の事例についても紹介するような研修を各支援学校で開催できるように企画を進めたい。

○専門家等による地域の小・中学校等への支援

各特別支援学校に巡回相談員を配置し、地域の小・中学校等から必要とされる、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒への相談支援を図ってきた。また、個々の子供への相談支援の上に、校内研修等の講師を務めることで、教員の専門性向上にもつなげてきた。

障がいがあっても、地域の小学校等へ通いたいと希望する児童生徒や保護者も多い。そのようなニーズに対応するためにも、それぞれの地域の学校でどのような支援・教育ができるのか、各校が検討する必要がある。その際に、幼児児童生徒の障がいの状況や保護者・教員等のニーズによっては、依頼された巡回相談員が他の特別支援学校の巡回相談員と連携することで支援の充実を図ったり、障がいの状態によっては、言語聴覚士や作業療法士等の専門家を派遣して教育相談を実施し、より一層充実した支援を行いたい。これらによって、専門家と共に支援する巡回相談員の専門性の向上にもつながり、小・中学校等の教員の専門性の向上にもつながっていくと考える。小・中学校からの相談内容も、年々多様化、複雑化しており、個々の幼児児童生徒の障がい等に関する事だけでなく、触法行為等の問題行動への対応や、家族も含めた支援に関する内容も増えており、これまでに以上に医療、福祉等との連携強化を進める必要がある。

○医療的ケア検討委員会及び給食等の指導検討委員会の充実

各特別支援学校には、看護師が配置され、障がいのある幼児児童生徒が、安心・安全に学校生活を送るための医療的ケアや個々の実態に応じた給食等の実施体制を整えている。

平成26年度の「医療的ケア検討委員会」及び「給食等の指導検討委員会」の設置により、医師や看護師等の専門家の助言を得ながらそれぞれの現状と課題について、整理してきた。医療的ケア検討委員会においては、医療的ケアの手続きと実施範囲や手順について、給食等の指導検討委員会においては、食べる機能の実態を的確に把握し、指導する方法を決定するまでの流れについて、協議を重ね、平成27年1月に、それぞれのガイドブックを概要（素案）等の形で、中間報告としてまとめた。そして今年度も検討を重ね、「特別支援学校医療的ケアガイドブック」「特別支援学校給食等の指導ガイドブック」として形にすることができた。より安全を保障しつつ、個に応じてスムーズに医療的ケアや給食等の指導が実施できる体制づくりを行うため、次年度は、検討委員会を合わせた形で開催し、各特別支援学校での事例等について協議を重ねる必要がある。また、地域の小・中学校等においては、医療的ケアや給食等の摂食への特別な対応の必要性があっても、保護者等の協力を得ながら、学校ごとに個別に対応している現状があり、今後、インクルーシブ教育システム構築を推進していく上で、障がいのある幼児児童生徒が地域の学校で学ぶ際の医療的ケアや給食等の指導について、その対応を十分に検討しておくことは、重要課題の一つである。次年度以降も、ガイドブックを活用した研修会等の開催によって、障がいのある幼児児童生徒が、地域の小・中学校等で安心して学ぶための指針につながると考えている。

【推進地域及び指定校一覧】

| 推進地域 | 指定校 | |
|---|-----|--------------------------|
| (県央ブロック) 徳島市、鳴門市、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町 | 1 | 徳島県立徳島視覚支援学校 (視覚障がい：全県) |
| | 2 | 徳島県立徳島聴覚支援学校 (聴覚障がい：全県) |
| | 3 | 徳島県立板野支援学校 |
| | 4 | 徳島県立国府支援学校 |
| (県南ブロック) 小松島市、阿南市、勝浦町、上勝町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町 | 5 | 徳島県立ひのみね支援学校 |
| | 6 | 徳島県立阿南支援学校 |
| | 7 | 徳島県立阿南支援学校ひわさ分校 |
| | 8 | 徳島県立みなと高等学園 (発達障がい：全県高校) |
| (県西ブロック) 吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町 | 9 | 徳島県立鴨島支援学校 |
| | 10 | 徳島県立池田支援学校 |
| | 11 | 徳島県立池田支援学校美馬分校 |

※徳島県では、平成 26 年 1 月より、「障害」の標記を「障がい」で統一している。